

脆弱性見える化ソリューション 利用規約 【現改比較表】 2021年3月10日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

第6条（申込みと承諾）

本サービスの利用を希望する場合は、本規約ならびに提供条件書等に同意の上、[所定の](#)申込書又はそれに準じる書面（変更申込書も含まれます。以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申込みのものとします。

第6条（申込みと承諾）

本サービスの利用を希望する場合は、本規約ならびに提供条件書等に同意の上、[当社](#)申込書又はそれに準じる書面（変更申込書も含まれます。以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申込みのものとします。

第7条（本契約の変更）

本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、[所定の](#)変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込みのものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。

2 当社は、契約者が本サービス提供期間を延ばす又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を増やすために行った変更の申込み、又は有償オプションの追加のみ承諾するものとします。なお、本サービス提供期間変更において、変更申込書に記載される本サービス[提供](#)開始日は当該申込みを行った日以降の日付とするものとします。

3 契約者は、本サービス提供期間を短縮する又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を減らしたい場合には第19条（契約者が行う契約の解約）に基づき、本契約を解約の上、再度申込みをします。なお、当該変更のための解約であっても、契約者は第20条（[解約の違約金](#)）に[基づく違約金](#)の支払いを要するものとします。

第7条（本契約の変更）

本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、[当社](#)変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込みのものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。

2 当社は、契約者が本サービス提供期間を延ばす又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を増やすために行った変更の申込み、又は有償オプションの追加のみ承諾するものとします。なお、本サービス提供期間変更において、変更申込書に記載される本サービス[利用](#)開始日は当該申込みを行った日以降の日付とするものとします。

3 契約者は、本サービス提供期間を短縮する又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を減らしたい場合には第19条（契約者が行う契約の解約）に基づき、本契約を解約の上、再度申込みをします。なお、当該変更のための解約であっても、契約者は第20条（[解約時の料金の計算等](#)）に[基づいて計算をされた料金の](#)支払いを要するものとします。

第8条（本サービスの提供）

第8条（本サービスの提供）

<p>2 当社が本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、提供条件書等又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス利用開始日 <u>又は当社が別途定める日</u> までにその条件を満たすものとします。</p>	<p>2 当社が本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、提供条件書等又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス利用開始日までにその条件を満たすものとします。</p>
<p>第10条（本サービスの廃止）</p> <p>3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、<u>一切の</u>責任を負わないものとします。</p>	<p>第10条（本サービスの廃止）</p> <p>3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</p>
<p>第11条（提供停止）</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は<u>一切の</u>責任を負わないものとします。</p>	<p>第11条（提供停止）</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。</p>
<p>第12条（料金）</p> <p>本契約に係る料金は別途定めるものとします。</p>	<p>第12条（料金）</p> <p>本契約に係る料金は <u>当社が</u> 別途定めるものとします。</p>
<p>第13条（年額モデルの料金の支払い）</p> <p>2 当社は、当社 <u>所定の</u> 請求書により本サービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。</p>	<p>第13条（年額モデルの料金の支払い）</p> <p>2 当社は、当社請求書により本サービス <u>の</u> 料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。</p>
<p>第14条（月額モデルの料金の支払い）</p> <p>月額モデルで契約した場合、契約者は本サービス <u>提供</u> 開始日が含まれる月 <u>（以下、「提供開始月」といいます。）</u> の翌月から起算して、契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。</p> <p>2 当社は、当社 <u>所定の</u> 請求書により本サービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。</p>	<p>第14条（月額モデルの料金の支払い）</p> <p>月額モデルで契約した場合、契約者は本サービス <u>利用</u> 開始日が含まれる月の翌月から起算して、契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。</p> <p>2 当社は、当社請求書により本サービス <u>の</u> 料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。</p>

<p>第16条（契約者の義務）</p> <p>(3)当社が本サービスの利用の前提となる要求条件を本サービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のネットワーク、システム又は端末を、<u>当社が定める</u>日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。</p> <p>(8)当社が<u>想定する</u>利用方法以外の手段でアクセスを行わないこと。</p>	<p>第16条（契約者の義務）</p> <p>(3)当社が本サービスの利用の前提となる要求条件を本サービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のネットワーク、システム又は端末を、<u>本サービス利用開始</u>日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。</p> <p>(8)当社が<u>本サービス仕様書に記載している</u>利用方法以外の手段でアクセスを行わないこと。</p>
<p>第18条（当社が行う契約の解約）</p> <p>当社は、次のいずれかに該当する時は、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約の全部又は一部を以下の場合に解約できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解約により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して<u>一切の</u>損害賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第18条（当社が行う契約の解約）</p> <p>当社は、次のいずれかに該当する時は、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約の全部又は一部を以下の場合に解約できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解約により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第20条（解約の<u>違約金</u>等）</p> <p>本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部を解約した場合、その解約が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、<u>残存する本サービス提供期間に相当する料金を違約金として</u>、当社が定める日までに一括で支払うものとします。<u>ただし</u>、解約日以前に契約者が支払っていない料金がある場合には、当該料金を含めて一括で支払うものとします。</p>	<p>第20条（解約時の<u>料金の計算</u>等）</p> <p>本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部を解約した場合、その解約が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、<u>以下の通りのサービス利用料を適用し</u>、当社が定める日までに一括で支払うものとします。</p> <p><u>(1)1年契約の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の月額モデルの料金を適用します</u></p> <p><u>(2)3年契約で利用期間が1年以上、2年未満の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の1年モデルの料金と、1年を超えた月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。</u></p> <p><u>(3)3年契約で利用期間が2年以上の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の1年モデルの料金を2年分と、1年を超えた月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。</u></p>

	<p><u>(4)5年契約で利用期間が3年未満の場合の途中解約は、利用期間に応じて上記(1)～(3)の料金を適用します。</u></p> <p><u>(5)5年契約で利用期間が3年以上、4年未満の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の3年モデルの料金と、3年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。</u></p> <p><u>(6)5年契約で利用期間が4年以上の場合の途中解約は、同一利用条件(IP数、利用人数、診断IP数)の場合の3年モデルの料金、1年モデルの料金、および4年を超過した月数分について月額モデルの料金を合算した額を適用します。</u></p> <p><u>また、解約日以前に契約者が支払っていない料金がある場合には、当該料金を含めて一括で支払うものとします。</u></p>
<p>第23条（再販）</p> <p>(3)契約者のエンドユーザーからの問い合わせ、クレーム、損害賠償請求<u>その他一切</u>の紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、<u>本契約に</u>定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負うものとします。</p>	<p>第23条（再販）</p> <p>(3)契約者のエンドユーザーからの問い合わせ、クレーム、損害賠償請求、<u>紛争</u>に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、<u>本規約に</u>定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負うものとします。</p>
<p>第24条（非保証）</p> <p>当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても<u>一切</u>の責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスの選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果について<u>すべての責任と</u>リスクを負うものとし、当社はそれらについて<u>一切</u>の責任を負いません。</p>	<p>第24条（非保証）</p> <p>当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスの選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。</p>
<p>第25条（責任の除外）</p>	<p>第25条（責任の除外）</p>

<p>当社は、以下の事項に起因するいかなる損失、損害、経費、費用又はその他補償請求について責任を<u>一切</u>負わないものとします。</p> <p>(3) 当社の設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等<u>一切の</u>データについて、全部又は一部の消失。</p> <p>(5) 本サービスの全部又は一部の提供中止、提供停止、解約又は廃止に起因する<u>一切の</u>事象。</p>	<p>当社は、以下の事項に起因するいかなる損失、損害、経費、費用又はその他補償請求について責任を負わないものとします。</p> <p>(3) 当社の設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等データについて、全部又は一部の消失。</p> <p>(5) 本サービスの全部又は一部の提供中止、提供停止、解約又は廃止に起因する事象。</p>
<p>第30条（知的財産の取り扱い）</p> <p>契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。</p> <p>(2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。</p> <p>(3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。</p> <p>(5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>	<p>第30条（知的財産の取り扱い）</p> <p>契約者は、プログラム<u>および脆弱性情報</u>等を次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。</p> <p>(2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。</p> <p>(3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に<u>開示</u>・貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。</p> <p>(5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>
<p>第26条（損害賠償）</p> <p>当社は、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第13条（年額モデルの料金の支払い）第4項、第14条（月額モデルの料金の支払い）第4項の適用に加え、本契約の解約の有無にかかわらず、年額モデルの契約者は、<u>当社が別途定める</u>、契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を上限とし、月額モデルの契約者は損害の原因となった事象が発生した月にかかる1ヶ月分の料金を上限として、逸失利益を除く契約者に現実生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。</p>	<p>第26条（損害賠償）</p> <p>当社は、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第13条（年額モデルの料金の支払い）第4項、第14条（月額モデルの料金の支払い）第4項の適用に加え、本契約の解約の有無にかかわらず、年額モデルの契約者は、契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を上限とし、月額モデルの契約者は損害の原因となった事象が発生した月にかかる1ヶ月分の料金を上限として、逸失利益を除く契約者に現実生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。</p>

<p>第29条（知的財産の帰属）</p> <p>本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示するソフトウェア等のプログラム（本サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、ドキュメント（本規約書、本サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む）、および本サービスから契約者に提供される情報（セキュリティ情報に関する通知メールを含みますがこれに限りません。プログラム、契約者に提供される情報、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等<u>一切</u>の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。（契約者から提供されたコーポレートマーク、その他画像についてはこの限りではありません。）なお、上記に関しては契約の解約又は終了後も同様の扱いとします。</p>	<p>第29条（知的財産の帰属）</p> <p>本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示するソフトウェア等のプログラム（本サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、ドキュメント（本規約書、本サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む）、および本サービスから契約者に提供される情報（セキュリティ情報に関する通知メールを含みますがこれに限りません。プログラム、契約者に提供される情報、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。（契約者から提供されたコーポレートマーク、その他画像についてはこの限りではありません。）なお、上記に関しては契約の解約又は終了後も同様の扱いとします。</p>
<p>第32条（データ等の削除）</p> <p>2 第18条（当社が行う契約の解約）、第19条（契約者が行う契約の解約）、もしくは本サービス提供期間満了により、本サービス中の契約者の登録データ等を<u>当社が定める規定</u>に従い適切に消去します。</p> <p>4 当社は本条に規定する内容に起因して発生した契約者又は第三者の損害について<u>一切</u>の責任を負わないものとします。</p>	<p>第32条（データ等の削除）</p> <p>2 <u>第10条（本サービスの廃止）</u>、第18条（当社が行う契約の解約）、第19条（契約者が行う契約の解約）、もしくは本サービス提供期間満了により、本サービス中の契約者の登録データ等を<u>サービス仕様書</u>に従い適切に消去します。</p> <p>4 当社は本条に規定する内容に起因して発生した契約者又は第三者の損害について責任を負わないものとします。</p>
	<p><u>第34条（脆弱性情報を含むデータの削除）</u></p> <p><u>契約者は、本サービスから得られた脆弱性情報を、以下の場合に削除するものとします。</u></p> <p><u>(1)本サービスが利用する脆弱性情報配信サービスが、サービスを終了したとき。</u></p> <p><u>(2)契約者が、本契約を終了または解約するとき。</u></p>
	<p><u>第35条（情報の取り扱い）</u></p>

	<p><u>当社は、サービスの提供を通じて得られる、脆弱性情報、および脆弱性情報対策管理機能で管理する対策状況に関する情報(発見された脆弱性数・頻度、対策要否、対策不要申請結果、対策計画、対策内容、対策登録までの期間、対策完了までの期間)、資産情報登録状況(登録ホスト数、IPアドレス数、利用ソフトウェア、利用バージョン、更新頻度)、ユーザアクセス状況(ID登録数、日ごとのログインユーザ数)、ネットワーク診断利用状況(診断済みホスト数、診断回数、診断頻度、発見された脆弱性数)について、以下の利用を行うことがあります、契約者はそれに同意するものとします。</u></p> <p><u>(1)契約者の利用するサービスの有用性を高めるため、対策状況について分析を行い、セキュリティ対策のデータとして利用すること。</u></p> <p><u>(2)セキュリティに関する啓発を目的として、サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ、公表すること。</u></p> <p><u>(3)本サービスの開発、提供、または運用のために利用すること。</u></p>
第34条(秘密の保持)	第 <u>36</u> 条(秘密の保持)
第35条(権利義務の譲渡の制限)	第 <u>37</u> 条(権利義務の譲渡の制限)
第36条(管轄裁判所)	第 <u>38</u> 条(管轄裁判所)
第37条(準拠法)	第 <u>39</u> 条(準拠法)
	<p><u>附則(2021年3月5日MSSセ00752950号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、2021年4月1日より実施します。</u></p>
	<p><u>附則(2020年2月19日経企M00605464号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、2020年4月1日より実施します。</u></p>